

副市長・総務担当部長会議

令和4年1月21日（金）

長野県市長会

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 新任副市長・総務担当部長紹介
- 3 座 長 選 出
- 4 議 事
 - (1) I 各市提出議題
 - (2) II 事務局提出議題
 - (3) III 県からの施策説明
- 5 閉 会

出席者名簿

長野県

企画振興部 市町村課	課長	岩下 秀樹	企画幹兼 課長補佐兼 行政係長	田中英児
	行政係主査	深澤 広哲	行政係主事	川上 晃平

市

市名	職名	氏名	職名	氏名
長野市	副市長	樋口 博	企画政策部長兼 市長公室長	西澤 雅樹
松本市	副市長	嵯峨 宏一	総合戦略局長	横内 俊哉
	副市長	宮之本 伸		
上田市	総務部長	柳原 渉	政策企画課長	鎌原 英司
岡谷市	副市長	小口 道生	総務部長	藤澤 正
飯田市	副市長	高田 修	総務部長	櫻井 毅
諏訪市	副市長	後藤 慎二	総務部長	松木 克之
須坂市	副市長	中澤 正直	総務部長	上原 祥弘
小諸市	副市長	田中 尚公	総務部長	柳澤 学
伊那市	副市長	林 俊宏	総務部長	伊藤 博徳
駒ヶ根市	副市長	小平 操	総務部長	渋谷 仁士
中野市	副市長	竹内 敏昭	総務部長	酒井 久
大町市	副市長	矢花 久則	総務部長	和田 泰典
飯山市	副市長	新家 智裕	総務部長	北爪 英紀
茅野市	副市長	柿澤 圭一	企画部長	小平 雅文
塩尻市	副市長	米窪 健一朗	企画政策部長	高砂 進一郎
佐久市	副市長	花里 英一	総務部長	畠山 啓二
千曲市	副市長	大内 保彦	総務部長	北澤 武彦
東御市	副市長	田丸 基廣	総務部長	山田 正仁
安曇野市	副市長	中山 栄樹	政策部長	高嶋 雅俊
事務局	局長	青木 弘	次長	久保田 肇

新任副市長・総務担当部長紹介

・副市長（4名）

市名	氏名	就任年月日
上田市	よしざわ たけし 吉澤 猛	令和3年4月1日
諏訪市	ごとう しんじ 後藤 慎二	令和3年4月1日
中野市	たけうち としあき 竹内 敏昭	令和3年4月1日
千曲市	おおうち やすひこ 大内 保彦	令和3年7月7日

・総務担当部長（9名）

市名	職名	氏名	就任年月日
長野市	企画政策部長兼 市長公室長	にしざわ まさき 西澤 雅樹	令和3年4月1日
松本市	総合戦略局長	よこうち としや 横内 俊哉	令和3年4月1日
上田市	総務部長	やなぎはら わたる 柳原 渉	令和3年4月1日
小諸市	総務部長	やなぎさわ まなぶ 柳澤 学	令和3年4月1日
伊那市	総務部長	いとう ひろのり 伊藤 博徳	令和3年4月1日
大町市	総務部長	わだ やすのり 和田 泰典	令和3年4月1日
佐久市	総務部長	はたけやま けいじ 畠山 啓二	令和3年4月1日
千曲市	総務部長	きたざわ たけひこ 北澤 武彦	令和3年4月1日
安曇野市	政策部長	たかしま まさとし 高嶋 雅俊	令和3年4月1日

議 題 目 次

I 各市提出議題

議題総数 24 議題

【新規】18 議題

○ 総務文教分野 8 議題

- 1 地域公共交通の持続可能な運行に向けた財政支援等について (松本市)
- 2 自治体業務のデジタル化推進に伴って見込まれる一時的費用の
市町村負担軽減について (須坂市)
- 3 辺地対策事業債の制度見直しについて (長野市、松本市)
- 4 選挙時における備品等整備費用の財政負担について (佐久市)
- 5 スクールソーシャルワーカー (SSW) の拡充について (長野市)
- 6 小学校の統合に伴う学級編制基準の引下げについて (飯山市)
- 7 市町村における小学校の専科指導教員の配置に伴う財政支援に
ついて (東御市)
- 8 広域圏ごとの拠点スポーツ施設指定と補助制度の創設について
(岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、
茅野市、佐久市、安曇野市)

○ 社会環境分野 4 議題

- 9 少子化対策への助成について (中野市)
- 10 妊娠期からの切れ目ない子育て支援体制の確保について (須坂市)

11 福祉医療費給付事業における障がい者の窓口無料化に向けた
県補助の拡大について (松本市)

12 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について
(松本市、塩尻市、安曇野市)

○ 危機管理建設分野 6 議題

13 個別避難計画作成経費に係る財政措置の拡充について (長野市)

14 盛り土などによる災害を防止するための実効性ある県条例の
早期制定について (長野市)

15 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の
推進について (長野市)

16 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）の財源確保等に
ついて (中野市)

17 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金に係る補助対象の復活に
ついて (上田市)

18 国土交通省地方整備局の職員の増員について (長野市、須坂市)

【再提案】 6 議題

○ 総務文教分野 2 議題

19 学校の再編・統合に伴う加配教員の拡充について (長野市)

20 外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政支援について (長野市)

○ 社会環境分野 4 議題

- 21 保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について (須坂市)
- 22 公立・公的病院が地域に果たす役割、及び新興感染症の対策を見据えた新たな地域医療構想の実現について (飯山市、佐久市)
- 23 し尿処理施設の移転解体における財政支援について (伊那市)
- 24 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
(長野市、松本市、上田市、須坂市、大田市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市)

Ⅱ 事務局提出議題

- ・令和4年度長野県市長会事業計画(案)・歳入歳出予算(案)について

資料1・2

Ⅲ 県からの施策説明

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	デジタル庁ほか対象業務所管省庁
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 自治体業務のデジタル化推進に伴って見込まれる一時的費用の市町村負担軽減について		
提案市	須坂市		
提案要旨	自治体システム仕様標準化やオンライン申請の推進に限らず、自治体のデジタル化の実現には、大きな一時的費用の発生が見込まれるため、デジタル化全般に必要な財政措置を講じることを要望する。		
提案理由	<p>令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」等により、各自治体でデジタル化を推進しているところであるが、業務の効率化やテレワークの推進、マイナンバーカードを活用した市民サービスの向上等を目的としてシステム整備等を実現するためには、市町村の大きな費用負担が見込まれる。</p> <p>自治体のデジタル化に広く活用できる財政措置を講じることにより、「自治体DX推進計画」に示されている「自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく」ことが推進されると考える。</p>		
現況及び課題等	<p>自治体システム標準化やオンライン申請の推進については、国庫補助事業化されており、これを活用して全自治体に取り組むことが可能となっている。</p> <p>しかし、例えばオンライン申請推進を目的としてLGWAN系と基幹系を接続するために当市では1,500万円程度の一時費用を見込んでいるが、同様にテレワークを実現するためにはシステム導入やクライアント端末の整備など数千万円単位での支出が見込まれ、マイナンバーカードのICチップの空き領域を活用した市民サービス向上を実現する場合も、システム導入など財政的な負担が非常に大きい。</p>		
関係法令	特になし		

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	3 辺地対策事業債の制度見直しについて		
提案市	長野市、松本市		
提案要旨	過疎化、少子高齢化等により、辺地を含む山間地域等（以下「山間地等」という。）における生活環境の維持は困難を極めており、辺地対策事業債の予算拡充及びソフト事業の新設を要望する。		
提案理由	<p>長野市及び松本市は、令和3年の新過疎法施行により「一部過疎」ではなくなったが、旧過疎地域の過疎化、少子高齢化は著しく、市域に占める面積割合が大きく、課題が山積している中で、財源を失う事態は先刻である。</p> <p>また、該当地区以外の山間地等でも、著しい人口減少と少子高齢化は歯止めが掛からず、生活の維持が困難となっている。</p> <p>「最低限の生活の維持」を図るため、地域での暮らしや集落機能を維持するソフト事業に対し、辺地対策事業債を新設、充当可能とする法改正及び予算枠の拡充を求める。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や商業施設等の集まる旧町村の拠点でも生活関連機能等が衰退し、通勤、通学、医療、買い物など都市部への依存が高まり、住民の労力、経済的な負担が増し、利便性等の地域間格差が広がっている。 ・ 昨今の異常気象による災害対応、防災等の対策が課題となっており、特に山間地等においては、土砂崩落、土石流など災害防除、減災対策は急務で、情報伝達、安否確認、避難指示などに必要な集落機能も失われつつある。 		
関係法令	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律		

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	長野県
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	長野県選挙管理委員会・企画振興部市町村課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	4 選挙時における備品等整備費用の財政負担について		
提案市	佐久市		
提案要旨	<p>国政、地方全ての公職の選挙で使用される機器等の整備に要する経費については、その使用の割合に応じて、国が9分の5、都道府県が9分の2、市町村が9分の2を、それぞれ負担することを前提として国費が措置されていることから、長野県においても応分の負担をするよう要望する。</p>		
提案理由	<p>公職選挙法（以下「法」という。）第263条及び第264条に各選挙における経費の負担について規定がされている。</p> <p>国は、国政選挙の際に、本法及び「国会議員の選挙等の執行経費に関する法律」により、地方選挙に資する分を除き、その備品等の整備に係る経費に9分の5を乗じた額を交付している。</p> <p>これにより、現在市町村は、直面する新型コロナウイルス感染症対策や、費用負担の軽減を図る観点からも、より優位な国政選挙の際に、長野県と協議をし、計画的に機器やシステム導入などを進めている。</p> <p>しかしながら、他県においてはすでに応分の負担をされている実態もあるが、長野県では実施されていないことから、地方選挙に資する分については市町村が全額負担している状況である。</p> <p>法の趣旨からも、事前の協議は必要と考えるものの、長野県議会議員一般選挙及び、長野県知事選挙においても当然使用するものであることから、県も応分の負担をするよう要望する。</p> <p>【負担割合の根拠】</p> <p>法において、選挙における整備された機器等は、全ての選挙を通じて使用できることから、それぞれ応分の負担を行うものとされている。</p> <p>(選挙全9種類)</p> <p>国：衆議院小選挙区、比例・国民審査・参議院県選出・比例の5種類 県：知事、議員の2種類 市町村：首長、議員の2種類</p> <p>これにより、国は9分の5、都道府県は9分の2、市町村は9分の2とされている。</p>		

<p>現況及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他県では、国政選挙の際に財政措置がされているが、長野県ではされていない。 ・財政面でより優位な国政選挙の際に整備したいが、公職選挙法の規定により長野県が負担すべき9分の2も含め、9分の4を市町村が負担している。 (例：投票用紙自動読取分類機 価格 9,482,000円の場合 国(5/9) 5,267,000円、市町村(4/9) 4,215,000円) ・選挙事務における新型コロナウイルス感染症対策も含め、国からも、選挙人の投票行動の分散化や、投票所での滞在時間の短縮などが求められており、また、事務従事者の削減、事務時間の短縮や、期日前投票所の増設、共通投票所の設置の際の二重投票防止を目的としたシステム導入などの、投票事務の効率化を図る上でも機械化や、システム化は不可欠であるが経費負担が大きいため進まない。
<p>関係法令</p>	<p>公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年5月15日法律第179号）</p>

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会事務局心の支援課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	5 スクールソーシャルワーカー (SSW) の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>県費のSSWの派遣について、義務教育から高校等への切れ目のない支援と、広域的な活動の視点から、市町村への派遣を継続するとともに、活動時間の更なる拡大をお願いしたい。また、県において各市町村が任用しているSSWも含めて研修等による養成を担っていただきたい。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育まで支援を受けてきた生徒が、高校等へ進学後も継続した支援が必要であること。 ・高校等への進学にあたっては、広域にわたる場合があることからSSW間の情報共有が必要であること。 ・SSWの活動の重要性が増している中で、様々な課題を抱える児童生徒の増加により、SSWの活動時間が不足している。 ・SSWの役割が拡大しているが、人材が不足している。 		
現況及び課題等	<p>令和2年度に文部科学省が実施した調査では、長野県の1000人あたりの不登校児童生徒数について、小学生が全国で3番目、中学生が同15番目に多い結果となっており、様々な課題を抱える児童生徒に対してSSWの役割がますます重要となっている。</p> <p>本市では、児童生徒への早期支援のため、スクリーニング会議を実施しSSWの参画により専門的な視点から各校において支援に繋げることにより、不登校児童生徒の抑制に効果があることがわかってきた。この結果から、全小中学校でSSWを加えたスクリーニング会議の実施を推進している。しかしながらSSWの活動時間が不足している状況がある。また、中学卒業後も兄弟関係など引き続きその家庭への支援が必要なケースなど、小中高の切れ目のない支援が必要であり、さらに広域的な進路の選択もあることから、SSW間の情報共有による効果的な支援のため、引き続き各市町村への派遣を継続していただく必要がある。専門職であるSSWは人材が不足しており、経験のある人材は確保が困難な状況であることから研修等による養成を県に担っていただきたい。</p>		
関係法令	文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」令和元年10月		

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会 義務教育課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	6 小学校の統合に伴う学級編制基準の引下げについて		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>小学校の統合については、統合後の児童・生徒への配慮や教育の質の確保が必要であるとともに、これからの新たな学校運営のためには、現在の学級編制基準を緩和し柔軟なクラス配置ができるよう要望する。</p>		
提案理由	<p>現在、県の学級編制基準では1学級35人とされているが、児童の多様化や、新型コロナウイルス感染症の蔓延、ICT教育や英会話の導入などにより、弾力的な学級運営が求められている。</p> <p>国においても現在40人の学級編制基準を段階的に35人に引下げることが決定されており、子どもたちの可能性を引き出すための少人数学級実現が必要である。県内全ての学校での実施は非常に厳しいものと承知しているが、少なくとも小学校を再編・統合した場合は、統合後における市全体の減員となる教職員数を考慮し、基準を引き下げたうえで教職員を配置していただけるよう支援をお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>当市では、児童数の減少により小学校4校を統合し、令和7年4月の統合小学校開校を目指し準備を進めている。統合となる小学校はいずれも小規模で児童数も少ないことから、統合時においても学年によっては1学年の児童数が35人以下となることが想定されており、統合後も児童数の減少により35人以下の学年が増えていくことが予想される。</p>		
関係法令			

区分	■ 新規 □ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	長野県教育委員会義務教育課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	7 市町村における小学校の専科指導教員の配置に伴う財政支援について		
提案市	東御市		
提案要旨	<p>専門的な指導の充実による児童への教育的効果の向上と、教員の負担軽減を解消するため、専科教員が0人または1人といった13学級以下の小規模校にも、市町村費で加配している専科教員の財政支援を要望する。</p>		
提案理由	<p>県の教員配置基準では、学級数に応じて専科教員数が決められているが、教育現場での、実技教科に対する専門性の要求が高まる中、今後、少子化の傾向が進むことで専科教員の対象とならない小規模校が増えていくことが懸念される。学びにおける格差是正に繋げるためにも、現行基準に基づく専科教員の学校間格差を解消する必要がある。</p> <p>県の様々な加配と同じように、13学級以下の学校に対しても専科教員の配置とそれに伴う財政的支援を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>13学級以下の学校では、県の教員配置基準により専科教員が0人または1人となっており、当市では一人配置となる6学級から13学級までの学校において、専門性の高い音楽を専科教員としている。音楽に加え、特に、理科の授業については、専門知識を有した上での、観察や実験など、実技を通した授業作りが求められると共に、教材や薬品の準備、予備実験や片付けなど、一連の管理も含めた、安全な授業作りが必要であるが、そのための十分な時間が確保できない状況である。保護者を含め、働き方改革に取り組む先生方からも、理科について専門性の高い専科教員の配置について強い要望が出されているが、財政事情の厳しい中、県の配置基準外の専科教員に係る費用を市費で賄うには限界がある。</p>		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	文部科学省、スポーツ庁
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会事務局
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	8 広域圏ごとの拠点スポーツ施設指定と補助制度の創設について		
提案市	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、佐久市、安曇野市		
提案要旨	<p>各種競技場の公認更新には高額な費用を要し、自治体の負担が大きいことから、陸上競技場をはじめ全市町村が設置していないスポーツ施設を維持管理する自治体の財政負担軽減のため、広域圏ごとの拠点スポーツ施設指定と補助制度の創設について国及び県に要望する。</p>		
提案理由	<p>多くのスポーツ施設は市町村ごとに設置され維持管理しているが、実際は、当該市町村の住民だけではなく周辺市町村住民や県内外からも広く利用されており、今後公共施設のあり方を見直し検討して行く中でも、市町村単位でなく広域・全県単位で考えて公共施設を整理していくことが必要である。</p> <p>県として広域圏ごとに拠点となるスポーツ施設を指定し、その施設の修繕等に対し助成することで、長野県全体のスポーツ振興及びレベル向上に資することができる。併せて、各種競技場の改修費用について、引き続き国へ補助制度の創設を求める。</p>		
現況及び課題等	<p>各市で設置している公認競技場は、広域圏地域住民をはじめ県内外の方からも広く利用され、競技会や記録会の開催、また、地域の競技者の練習会場にもなっている。しかし、公認に伴う整備費用は競技場を設置及び管理する自治体の負担となっている。これまでも、一部独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金（toto）を受けてはいるが、体育施設改修の上限額は2000万円（全面改修は1億円）で、改修費用が高額になった場合、管理する自治体の財政負担は大きい。また、競技場の公認を継続するためには多額の費用を要するが、これを目的とした補助制度はない。</p> <p>こうした実情から、各種競技場の改修費用について国の補助制度創設を引き続き求めるとともに、陸上競技場をはじめ冬季種目のスケート・アルペンスキー競技施設及びジャンプ台施設等、全市町村が設置していない高額な改修費用を要する施設について、自治体の財政的負担が大きく維持管理及び更新が厳しい状況であることから、県による拠点スポーツ施設指定と補助制度の創設が必要である。</p>		
法令関係	<p>日本陸上競技連盟「公認陸上競技場及び長距離競走路ならびに競歩路規程」及び「陸上競技場公認に関する細則」、全日本スキー連盟「全日本スキージャンプ競技規則」等</p>		

区分	■ 新規 □ 再提案 (2022・1・21 第 回総会； 須坂市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	■ 県	担当部局	健康福祉部
	□ その他	名称	
件名	10 妊娠期からの切れ目ない子育て支援体制の確保について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>妊娠期からの切れ目ない子育て支援体制を充実するため、地域の実情を考慮した産科医師等の確保について、日頃から関係機関と連携を図り、困難な状況が見込まれる際には、迅速な国や県の支援を要望する。</p>		
提案理由	<p>母子保健推進として、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を推進するためには、産科医師や産科医療機関の確保が大前提であり、その体制を維持するよう要望する。全国的な産科医師不足のなか、関係機関においてご尽力いただき、現状を維持できているが、今後の状況によっては、緊急性をもって対応いただくことを要望する。</p> <p>令和4年3月末に策定予定の「子ども・子育て支援（少子化対策）戦略」においては、こども・子育て支援策（案）として、安心して出産できる周産期医療提供体制の維持などが検討されている状況であるので、ぜひ、産科医師や産科医療機関の確保について要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>須坂市では、産後うつ病及び虐待の予防、早期発見、早期支援を目的に、市内の基幹病院である信州医療センターの産科医・小児科医・助産師・市保健師など地域関係者が集まり、支援を要する妊産婦の検討会を開催し継続した支援をしている。病院と地域が連携し、多職種で支援体制を構築している。また、出産直後の子育て支援策として、産後ケア事業も産科医療機関の協力のもとに実施している。</p> <p>須坂市の全出生数のうち信州医療センターで出産する割合は、2019年度で37.8%、2020年度で38.6%である。また、信州医療センターの産後ケア利用者数は、2019年度44人、2020年度59人と増加しており、地域になくてはならない産科医療機関である。</p> <p>○須高地域の産科医療機関 病院1カ所 診療所・助産所 なし</p>		
関係法令	(第2期信州保健医療総合計画 第4編第8節母子保健)		

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ;)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	11 福祉医療費給付事業における障がい者の窓口無料化に向けた 県補助の拡大について		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>障がい者の福祉医療費給付事業窓口無料化（現物給付化）については、関係団体等から強い要望をいただいている。</p> <p>しかし、障がい者の窓口無料化を実施するには、新たに生じる財政負担が大きいことから、国保の減額調整額に対する県補助の拡大を要望する。</p>		
提案理由	<p>障がい者の福祉医療費給付事業の窓口無料化については、重度心身障がい者親の会、関係団体、議員から要望をいただいている。</p> <p>しかし、現在の償還払い方式から現物給付方式に切替えた場合、国民健康保険における国庫負担金の減額措置、健康保険組合の付加給付分の負担があり新たな財政負担が生じる。特に国庫負担金の減額調整額が大きく、財政への影響を鑑みて、方式の切替を足踏みする原因となっている。このため、障がい児者へ切れ目なく医療費の助成ができるよう県の補助拡大を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>令和2年度の給付実績（20歳以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付件数 248,247件 ・ 給付額 804,941千円 ・ 県補助金 264,075千円 ・ 新たな財政負担額（令和2年度給付実績から算出） 概算 189,451千円 		
関係法令	長野県福祉医療費給付事業補助金交付要綱		

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ;)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部障がい者支援課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	12 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について		
提案市	松本市、塩尻市、安曇野市		
提案要旨	「強度行動障がい者（児）を在宅で介護をしている家族を支援するために市町村が実施する事業へ県費の補助を要望する。		
提案理由	本市で検討している下記の支援については、全ての市町村において同様な事業ができるように県の財政的な支援を求める。 ①地域生活支援事業の日中一時支援事業に強度行動障害者の単価を新設 ②住宅整備事業の強度行動障害者への対応 ③強度行動障害者に対応するための施設改修費用等に対する補助		
現況及び課題等	強度行動障害は直接的他害（噛みつき等）、間接的他害（睡眠の障害等）、自傷行為、破壊活動などが、通常考えられない頻度と形式で出現するため、通常の施設や在宅では処遇が極めて困難な知的障害者に多い二次障害。社会資源や人材が整わないため家族を主とした介護で支えているのが現状		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成十七年十一月七日） （法律第百二十三号）		

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	内閣府 (防災担当)
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	13 個別避難計画作成経費に係る財政措置の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったが、要介護度の高い者や重度の障害者等、優先度の高い要支援者の計画作成にあたり、福祉専門職などに依頼した場合の個別避難計画作成に係る経費についての財政措置の拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>令和3年5月の改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画作成に取り組むよう「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に明記された。</p> <p>本市においては、福祉専門職の参画のもと、優先度の高い避難行動要支援者から個別計画を作成していく予定であるが、国は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など計画作成経費について、一人当たり7,000円程度を要すると想定している。</p> <p>計画作成経費に対しては、令和3年度から、普通地方交付税措置が為されているところであるが、安定的かつ継続的な事業実施のため、普通地方交付税措置ではなく、直接補助による財政措置の拡充を要望するもの。</p>		
現況及び課題等	<p>優先度を踏まえた個別避難計画作成に取り組んでいくため、令和3年度、内閣府の個別避難計画作成モデル事業に参画し、他の参画自治体ともノウハウ共有を行っているところである。</p> <p>優先度を踏まえた個別避難計画作成を効率的かつ継続的に進めて行くためには、福祉専門職の参画が必須であり、計画作成や更新に係る報酬等、計画作成経費に対する継続した財源確保が大きな課題である。</p>		
関係法令	災害対策基本法		

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	14 盛り土などによる災害を防止するための実効性ある県条例の早期制定について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>令和3年11月県議会定例会において「盛り土などによる土砂災害の防止に関する条例(仮称)」の骨子が明らかにされた。報道されている内容によると、現行の法律では規制が及ばない行為への規制・指導を可能にするとともに、条例に違反した場合は罰則が科せられるなど、実効性が高いものとなっていることから、早期の条例制定を要望する。</p> <p>併せて、条例の遵守条項を盛り込んだ「土地賃貸借契約書」の標準様式について定めることを要望する。</p>		
提案理由	<p>令和3年7月、静岡県において盛土を起因とする土石流災害が発生し、多くの人命・財産が失われた。現在の法律では、このような事例を防ぐことが困難であり、自治体独自に条例を定める必要があるが、長野県には条例がない。</p> <p>また、盛り土を実施する事業者と土地所有者が結ぶ「土地賃貸借契約書」の内容が、新たに制定される条例と齟齬が生じないよう、条例の遵守条項を盛り込んだ「土地賃貸借契約書」の標準様式についても定めるべきと考える。</p>		
現況及び課題等	<p>盛り土造成においては、関連する法律の目的や適用対象が異なることから、規制・指導が及ばない場所や規模などでの盛土が行われるなど、「法の空白」が生じている。国でも盛り土を規制する法改正を検討しているとの報道もあるが、現状では自治体独自に条例を定めるしか方策がない。</p> <p>また、盛土造成地において、盛り土を実施する事業者の責任を問えないような土地賃貸借契約を土地所有者の認識がないまま締結しているケースも想定される。</p>		
関係法令	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 都市計画法、森林法、農地法、宅地造成等規制法など		

区分	■ 新規 □ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	財務省、国土交通省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	15 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>近年、激甚化・頻発化する災害の発生に対し、防災のための重要インフラの機能強化は不可欠であることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」）の推進について要望する。</p>		
提案理由	<p>近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨などの相次ぐ災害に見舞われ、市街地での水害をはじめ、中山間地の脆弱な地形を多く抱える本市は、規模の大きな地すべり災害も発生し、新たに防災対策を講じなければならぬ災害が幾つも発生している。</p> <p>国、県においては、災害に強い交通ネットワークの構築、地すべりや土石流などの土砂災害対策などの「5か年加速化対策」の更なる推進をお願いしたい。</p> <p>本市の国道19号においては、令和3年2月、7月に信州新町及び篠ノ井地区の2箇所が発生した大規模な地すべりにより交通規制が現在も続いており、市民生活のみならず広域的な社会経済活動に大きな影響を及ぼしている。</p>		
現況及び課題等	<p>国道19号の2箇所の地すべりによる片側交互通行規制においては、通勤時間帯に渋滞が生じているため、地域の皆さんから早期の全面開放を強く求められており、国は、篠ノ井小松原地区について令和4年2月上旬の全面開放を予定している。一方、信州新町地区は引き続き、片側交互通行規制が継続される。</p> <p>今後も「5か年加速化対策」に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進が必要である。</p>		
関係法令			

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部 (建築住宅課)
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	17 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金に係る補助対象の復活について		
提案市	上田市		
提案要旨	歴史的社会的理由により生活環境が阻害された地域の住環境の改善を図る目的で実施した県内市町村の貸付事業に対し、市町村の財政負担軽減を図るために県から毎年交付されている補助金中、現在補助対象外とされている「未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」を含めた3項目の補助の復活を要望する。		
提案理由	<p>当該貸付事業「同和地区住宅新築資金等貸付事業」は、国の歴史的社会的理由から実施された国の施策に基づいた事業であることから、国は「住宅新築資金等貸付助成事業」により、都道府県を通して償還事務に係る経費の一部を市町村へ補助することで市町村の財政負担の軽減を図り、事業の円滑な実施を推進している(補助率3/4以内(うち国2/3、県1/3))。</p> <p>長野県では平成16年度から、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱第4「<u>(6)未償還額と強制執行等による取立て額等との差額</u>」、「<u>(7)災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額</u>」及び「<u>(8)その他知事が特に必要と認める経費</u>」が補助対象外とされているため、市町村の財政負担が多くなっていることから、補助対象とするよう要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>上田市では、債務者の早期生活再建を考え、徴収不能案件については債権放棄に耐える資料を徴取しながら債権管理条例の施行を待ち、その後は計画的に債権放棄を行っていく予定である。このことから、強制執行の法的措置等償還事務に要する費用が多額なものとなり、さらに財政を圧迫することが予想される。</p> <p>令和3年8月に他府県の補助対象状況について当市で調査を実施。調査対象は、毎年開催される「住宅新築資金等貸付助成事業における償還事務に係る研修会」で市担当職員が講師を務めた自治体が含まれる大阪府、鳥取県、福岡県、高知県、三重県、奈良県、兵庫県の7府県。結果、大阪府以外は上記提案理由の第4(6)～(8)を補助対象としていた(三重県は(7)のみ対象外)。</p> <p>なお、当研修会で複数回講師を務めている高知県の南国市では、放棄せざるを得ない債権については償還推進事業による助成を申請し、それが認められ補助金を受領した後、債権放棄に係る議案を市議会へ提出している。</p>		
関係法令	(国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱 (県) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱		

長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住宅新築資金等貸付制度要綱（昭和49年9月1日付け建設省住整発69号建設事務次官通達。以下「貸付制度要綱」という。）及び住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発14号住宅局長通知。）に基づく住宅新築資金等貸付事業を実施する市町村に対し、当該事業の実施に伴い生じる財政負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅新築資金 貸付制度要綱第2第1項に規定する住宅新築資金をいう。
- (2) 住宅改修資金 貸付制度要綱第2第2項に規定する住宅改修資金をいう。
- (3) 宅地取得資金 貸付制度要綱第2第3項に規定する宅地取得資金をいう。
- (4) 償還推進助成事業 前年度までに貸付けられた住宅新築資金、住宅改修資金又は宅地取得資金（以下「住宅新築資金等」という。）の償還の推進に要する市町村の経費の一部を補助する事業をいう。

(補助対象市町村)

第3 補助金交付の対象となる市町村は次の各号に掲げる要件を満たす市町村とする。

- (1) 前年度までに貸付けた住宅新築資金等の借受人からの償還が完了していないこと。
- (2) 財政力指数が0.8未満であること。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、償還の推進に要する市町村の経費の額（各号に係る経費を合算した額をいう。）の4分の3以内とする。

(1) 基本的回収に要する経費

前年度までの滞納に係らない償還金の回収に要する別表に掲げる経費。ただし、当該償還金の償還件数（住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金それぞれの償還件数の合計件数とする。）に1件当たり2,160円を乗じて得られた額を限度とする。

(2) 督促等に要する経費

前年度までの滞納に係る償還金の回収のための督促等に要する別表に掲げる経費。ただし、当該償還金の償還件数（住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金それぞれの償還件数の合計件数とする。）に1件当たり7,410円を乗じて得られた額を限度とする。

(3) 法的措置に要する経費督促等に要する経費

弁護士への相談、調停・訴訟等の法的措置に要する経費（次の(4)又は(5)に掲げるものを除く。）。ただし、弁護士法の一部を改正する法律（平成15年法律第128号）の規定による改正前の弁護士法（昭和24年法律第205号）第33条第2項第8号に規定する弁護士の報酬に関する標準を示す規定が定める額を限度とする。

(4) 強制執行の申立て等に要する経費

任意競売の申立て、強制執行の申立て、支払督促の申立て、訴訟提起等の手続き又は配当参加に要する経費。ただし、任意競売の申立てについて1件当たり40,010円、強制執行の申立てについて1件当たり31,580円、支払督促の申立てについて1件当たり30,140円、訴訟提起等の手続きについて1件当たり33,020円、配当参加について1件当たり6,990円をそれぞれの件数に乗じて得られる額の合計額を限度とする。

(5) 取得財産の管理及び処分に要する経費

取得財産の売却若しくは賃貸、売却した取得財産の割賦払売却代金に係る債権の管理回収、取得財産の管理又は売却、若しくは賃貸している取得財産に係る強制執行の申立て等に要する経費。ただし、取得財産の売却又は賃貸について1件当たり2,570円、売却した取得財産の割賦払売却代金に係る債権の管理回収について1件当たり2,100円、取得財産の管理について1件当たり3,830円、売却し、又は賃貸している取得財産に係る強制執行の申立て等については(4)に規定する額を、それぞれの件数に乗じて得られる額の合計額を限度とする。

(6) 未償還額と強制執行等による取立て額等との差額

強制執行・配当参加・抵当権の実行により債権の保全を最大限図っても借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と強制執行等による取立て額等との差額

(7) 災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額

災害又は火災により貸付金に係る住宅が滅失し、借受人からの未償還分の回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額と火災保険等による充当額等との差額

(8) その他知事が特に必要と認める経費

(交付の条件)

第5 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更(別に定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。

(補助金交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金計算書(様式第2号)
- (2) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金算出内訳表(様式第3号)
- (3) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費に係る予算議決書(様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認めて指示する書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書等)

第7 第5の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更 長野県住宅新築資金等貸付助成事業変更承認申請書(様式第5号)
- (2) 補助事業の中止又は廃止 長野県住宅新築資金等貸付助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

(実績報告書等)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県住宅新築資金等貸付助成事業完了実績報告書(様式第7号)とする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金算出内訳表(様式第3号)
- (2) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- (3) その他知事が必要と認めて指示する書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付(概算払)請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(別表) (第4条関係)

項 目	説 明
報 酬	非常勤職員の報酬
給 料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料
職 員 手 当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当
共 済 費	職員に係る地方公務員共済組合に対する負担金並びに報酬、給料及び賃金に係る社会保険料
賃 金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
報 償 費	謝礼金等
旅 費	事業執行のための他県への出張、関係機関との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償
需 用 費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子、弁当等食糧費（事業執行のために特に必要な場合。なお、食糧費の執行については、平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通達「建設省所管補助事業における食糧費の支出について」に留意すること。）、設計書、図面、報告書、帳簿等の印刷製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車・自転車等備品の修繕料
役 務 費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費用、物品保管料、倉庫料等保管料、試験料、報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等
委 託 料	調査等の委託料
使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料
備 品 購 入 費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品の購入費（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
負担金、補助金及び交付金	事業執行のために必要な負担金等。ただし、経常的会費等は含まない。

(附 則)

附 則 [平成27年3月30日 要綱第406号]
 改正後のこの要綱は、平成27年4月1日から施行する。

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 職員の確保 ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省、(内閣府)
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	18 国土交通省地方整備局の職員の増員について		
提案市	長野市、 <u>須坂市</u>		
提案要旨	防災・減災・国土強靱化の取組等の体制強化のため、国土交通省地方整備局の職員の増員を要望する		
提案理由	令和元年東日本台風による甚大な被害の発生を受けての信濃川水系緊急治水対策プロジェクトを推進するためにも職員の増員が必要である。		
現状及び課題等	<p>国土交通省発足当時から地方整備局の職員は2割以上減少しており、最前線で工事監督や公物管理、災害対応等を担当する地方整備局の出張所において標準的な体制（3人以上）を維持できない出張所が5倍以上に増加しているなど事業の推進に支障をきたしている。</p> <p>台風や豪雨災害は年々激しさを増しており、迅速な災害対応のため、また、信濃川水系緊急治水対策プロジェクト等、災害を未然に防ぐための事業推進に向けて、必要な人員の確保をお願いしたい。</p>		
関係法令			

【 再提案 】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R3・8・19 第149回総会；大町市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input type="checkbox"/> 社会環境
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input type="checkbox"/> 経済
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	文部科学省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会 義務教育課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	19 学校の再編・統合に伴う加配教員の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>県の「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校づくり支援事業」により、統合前年度から統合翌年度までの3年間、中核教員を配置していただいているが、配置年度や人数について、実情に応じて柔軟に対応・支援していただきたい。</p> <p>また、この加配について、県から国に対してもご要望いただきたい。</p>		
提案理由	<p>本市では、地元要望に沿って統合時期が決定し、閉校となる学校で卒業を迎えられない学年の児童には、中学に進学する際、経過措置として、統合後の中学校も選択を可能とする指定校の弾力化により対応しているところである。この措置により、数人の児童が閉校となる学校を選択しない場合には、生徒数が著しく減少し、複式学級編制規模となることで学級数が減少し、配置される教員も減員となり、学習保障の観点から、市費で独自に教員を加配している。</p> <p>このような状況から、統合前年度から統合翌年度までの3年間とする中核教員の配置を、市町村の実情に応じて柔軟な対応を要望するとともに、統合に伴い2学級規模または1学級規模になる中学校に対し、学習保障の観点から、配置人数の加配についても特段の配慮を願いたい。</p>		
現況及び課題等	<p>本市では、令和4年度末をもって信更中学校を閉校し、隣接する篠ノ井西中学校、信州新町中学校へ分離統合する予定であることから、令和4年度から中核教員の配置を要望しているところである。</p> <p>統合に当たり、信更中学校で卒業を迎えられない学年の児童は、閉校に伴う要望により、中学に進学する際、統合後の中学校も選択できることとしているため、統合前の2年間は、複式学級編制となることで学級数が減少し、配置される教員も減員となる可能性が高い。</p> <p>今後、再編・統合に伴う学級数の減少も想定されることから、統合前の2年間、閉校となる学校に在籍している生徒の学習を保障し、不安なく移行できるよう、教職員体制が整えられることを要望する。</p>		
関係法令			

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R3・8・19 第149回総会；長野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input type="checkbox"/> 社会環境
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input type="checkbox"/> 経済
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会事務局
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	20 外国人英語指導助手 (ALT) の配置に係る財政支援について		
提案市	長野市		
提案要旨	児童が生きた英語に触れる機会の拡大・充実を図るため、外国人英語指導助手 (ALT) の配置に係る財政支援を要望する。		
提案理由	令和2年度の小学校新学習指導要領全面実施に伴い、4技能(聞く、話す、読む、書く力)の育成・評価が重要視されていることから、早い段階で、生きた英語を身近に感じ、英語でやり取りすることの楽しさを体験できるよう、小学校への重点的なALTの配置を計画しているため財政支援を希望する。		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・国では「学力向上を目的とした学校教育活動支援事業」において、NON-JETのALTに係る経費も対象とし、県を通じた間接的な財政支援を行う枠組みとなっている。しかしながら、県でその受け皿となる対象メニューの設定がないため、市町村は全額一般財源でALTを配置している。 ・JET-ALTについては、大学卒業後の若い外国人が主で、社会経験が浅く日本語能力も高くない者が多い。 ・当市では年に5～8回程度実施する研修等によりALTの質の向上を図っているが、JET-ALTについては任期により3年(最長5年)で交代となってしまうため、質の高さを維持することが困難である。 		
関係法令			

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R3・4・15 第148回総会；須坂市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省子ども家庭局
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	21 保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について		
提案市	須坂市		
提案要旨	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。		
提案理由	国制度による幼児教育・保育の無償化により、想定以上に3歳未満児が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。厚生労働省は、市町村に施設の増築を求めているが困難であり、従うべき基準では待機児童の発生を避けることは困難である。保育の質を低下させない範囲で、一時的に緊急避難的に居室面積基準を緩和することで入所児童の増加に対応することができ、また将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を効果的に抑制することが可能となる。(大阪市等には参酌すべき基準を認めている。)		
現況及び課題等	<p>少子化が進行し、将来的に児童数の減少が予測されること及び中長期的観点で既に保育施設の整備が完了している状況で、新たな増改築を行うことは将来的に無用な施設を生むことや財政状況等を考慮すると持続的健全財政維持のためにすべきでなく、さらに住民及び議会の理解を得ることが困難である。例えば施設整備を行ったとしても、整備には数年を要することから、この間の待機児童の発生は避けられないし、保護者及び児童にとっては保育福祉の支援対象にならない。</p> <p>須坂市等から地方分権改革有識者会議に議題として提出した本件に対して、同会議議員の平井伸治鳥取県知事（現在は全国知事会会長）も「見直しを行っていくべき」と賛意を示されている。</p> <p>(参考) 須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年)⇒1,301人(令和3年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む</p>		
関係法令	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R3・4・15 第147回総会; 飯山市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input checked="" type="checkbox"/> 社会環境
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input type="checkbox"/> 経済
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	22 公立・公的病院が地域に果たす役割、及び新興感染症の対策を見据えた新たな地域医療構想の実現について		
提案市	飯山市、 <u>佐久市</u>		
提案要旨	地域医療構想については、再編・統合対象とした公立・公的病院が地域に果たしている役割、新型コロナウイルス感染症の感染医療の対応の実態、今後懸念される新興感染症発生時の医療提供体制など、病院が果たしている地域の役割や実態が十分に考慮された施策展開を求める。		
提案理由	厚生労働省は、地域医療構想の実現に向けた取組みの推進として令和元年9月に全国の再編・統合の対象となる424の病院名(県内15病院)を公表した。対象とされた病院は、周辺医療機関との連携体制において必要不可欠な病院もあり、病院が担う地域の役割や実態の十分な調査、考慮がされていない中で進められる地域医療構想実現に向けた再編・統合は抜本的な見直しが必要と考える。また県が策定を進める地域医療構想についても、新型コロナウイルスの感染拡大における医療提供体制の実績、教訓や反省を踏まえ、ウイルスの変異による新興感染症の発生といった今後懸念される非常事態を見据えた改定が必要であるとする。		
現況及び課題等	対象とされた病院は、地域住民に必要とされ地域医療を守るための役割を果たしており、地域にとって必要不可欠な病院である。また、新型コロナウイルス感染拡大時には周辺の病院と連携し、患者の受入れなど感染症医療にも取り組み医療崩壊を防ぐ役割を担った病院もある。病院が果たしている役割や地域の実情、非常事態に備えた体制について十分な把握と考慮がされないまま地域医療構想が進められた場合、地域医療体制のバランスが崩れ、地域住民の生命を守るための医療提供ができなくなることが懸念される。		
関係法令	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R03・8・19 第149回総会；)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省、環境省、財務省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	23 し尿処理施設の移転解体における財政支援について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）では、廃焼却施設の解体に要する工事費を交付金の対象としているが、し尿処理施設の移転更新においても旧施設の解体撤去工事費を交付対象とすることを要望する。</p> <p>さらに、用地費や住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<p>し尿処理施設（伊那中央衛生センター）移転改築工事後に旧施設の解体撤去工事を予定しているが、一般的な施設の解体と異なり、現地建替や工法が複雑になることから、多額の費用が必要となるため、市町村における財政負担は大きなものがある。施設の特异性に対する住民感情を考慮すると、移転改築するケースは多く、旧施設の撤去は事業において必須であり、施設の建設と解体は一体の事業と考える。</p> <p>また、改築工事にあたり、地元住民の理解を得るための施設周辺整備や地域環境整備は欠かせないが、これに係る財政的負担も大きいことから、本交付金による支援範囲の拡充が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）が、伊那市に建設した「し尿処理施設（伊那中央衛生センター）」は、昭和55年の供用開始から40年が経過し老朽化が進行してきたことから、施設の移転改築を計画している。（令和2年度～令和9年度）</p> <p>移転改築後、旧施設の解体工事や施設周辺整備を実施するが、解体工事の財源として、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業、令和3年度まで）を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還に加え、周辺整備については特定財源がないことから、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。</p>		
関係法令	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱</p>		

	<p>理施設基本計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設解体工事が交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴うものや、新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体工事となっており、既に廃炉となった焼却施設単独での解体工事は対象外となっている。廃焼却施設を放置しておく、風雨にさらされた構築物の崩壊・倒壊等の危険性が増長されることになり、施設の解体は喫緊の課題となっている。 ・最終処分場などの一部の施設整備に掛かる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっていない。 ・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等の多額な費用が必要となるが、交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、かつ、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定される。また、既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象になっていないため、市町村の財政負担が大きく、交付金による支援範囲の拡大が必要である。 ・市町村が解体費用を全て一般財源で賄うことは、コロナ禍等の影響や景気が不透明なこと等から、非常に厳しい状況であり、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事費についても交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>【長野市、長野広域連合関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野広域連合がごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっておらず、その分が構成市町村の費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の交付対象となっておらず、その分を一般財源で賄うことになり、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。 ・須坂市では、長野広域連合が整備したごみ焼却施設において可燃ごみの焼却をしている。 すでに廃炉となった焼却施設単独での解体工事は交付金の対象外となっているため、廃焼却施設の解体工事にかかる費用全てを一般財源で賄わなければならないことが大きな課題となっている。 <p>【松塩地区広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村で構成）では、

新たなごみ焼却施設を令和11年度の供用開始に向けて建設計画を策定している。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。

- ・特に、事後調査（生活環境影響調査）の費用及び地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【上田地域広域連合関係】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- ・上田市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみたい肥化施設）の建設に向けた生活環境影響調査等の事業に着手している。
- ・東御市では生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。
- ・新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るための振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

【川西保健衛生施設組合関係】

- ・新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既設ごみ焼却施設の2施設が閉炉となっている。内1施設は循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下では残りの1施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費すべてを一般財源で賄わなければならない。制度改正をして全額交付対象とするよう要望する。
- ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用について、交付金の対象とするよう要望する。

【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。
- ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、令和3年度からごみ焼却施設を解体し跡地に新たなリサイクル施設の建設を進めており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、解体に着手できない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても対象施設を限定せず交付金の対象とすることを要望する。

【茅野市、諏訪南行政事務組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備についても諏訪南行政事務組合が共同処理する事務として位置づけされている。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏訪保健衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

	<p>【穂高広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和3年3月から本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要となっているが、財源確保が大きな課題である。交付金対象要件の拡充を強く要望するとともに、さらには実施年度においては、実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱</p>